平成二十四年国土交通省令第五十七号

福島復興再生特別措置法に基づく流通機能向上事業に係る許認可等の特例に関する省令

福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、福島復興再生特別措置法に基づく流通機能向上事業に係る許認可等の特例に関する省令を次のように定める。

福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）第七十一条第一項の国土交通省令で定める書類は、法第六十一条第二項第三号ホに規定する流通機能向上事業のうち、次の表の上欄に掲げる登録、変更登録、許可若しくは認可を受け、又は届出をしなければならないものについて、法第七十一条第一項の規定の適用を受けようとするときは、同表の中欄に掲げる事項（法第六十一条第二項第三号（同号ホに係る部分に限る。）に規定する事項を除く。）を記載した書類及び同表の下欄に掲げる書類とする。

倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第三条の登録	倉庫業法第七条第三項の規定による届出	倉庫業法第七条第四項の規定による届出
倉庫業法施行規則第二条第一項各号に掲げる書類	倉庫業法施行規則第三条第一項各号に掲げる事項	倉庫業法施行規則第四条第二項各号に掲げる書類
倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第三条の第二条第一項各号に掲げる事項	倉庫業法第七条第一項の変更登録	倉庫業法施行規則第四条第二項各号に掲げる書類
倉庫業法施行規則第二条第一項各号に掲げる書類	倉庫業法施行規則第三条第一項各号に掲げる事項	倉庫業法施行規則第四条第二項各号に掲げる書類
貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第三条第一項の登録	貨物利用運送事業法第七条第一項の変更登録	貨物利用運送事業法第七条第三項の規定による届出
貨物利用運送事業法施行規則第二条第一項各号に掲げる事項	貨物利用運送事業法施行規則第九条第一項各号に掲げる事項	貨物利用運送事業法施行規則第十条第一項各号に掲げる事項
貨物利用運送事業法施行規則第四条第一項各号に掲げる書類	貨物利用運送事業法施行規則第九条第二項各号に掲げる書類	貨物利用運送事業法施行規則第十条第二項各号に掲げる書類

貨物利用運送事業法第二十一条第一項の許可	貨物利用運送事業法第二十一条第一項各号に掲げる事項	貨物利用運送事業法施行規則第十九条第一項各号に掲げる書類
貨物利用運送事業法第二十二条第一項の認可	貨物利用運送事業法第二十二条第一項各号に掲げる事項	貨物利用運送事業法施行規則第二十条第一項各号に掲げる書類
貨物利用運送事業法第三十一条第一項の許可	貨物利用運送事業法第三十一条第一項各号に掲げる事項	貨物利用運送事業法施行規則第三十条第一項各号に掲げる書類
貨物利用運送事業法第三十二条第一項の認可	貨物利用運送事業法第三十二条第一項各号に掲げる事項	貨物利用運送事業法施行規則第三十一条第一項各号に掲げる書類
貨物利用運送事業法第三十三条第一項の許可	貨物利用運送事業法第三十三条第一項各号に掲げる事項	貨物利用運送事業法施行規則第三十二条第一項各号に掲げる書類
貨物利用運送事業法第三十四条第一項の変更登録	貨物利用運送事業法第三十四条第一項各号に掲げる事項	貨物利用運送事業法施行規則第三十三条第一項各号に掲げる書類
貨物利用運送事業法第三十五条第一項の認可	貨物利用運送事業法第三十五条第一項各号に掲げる事項	貨物利用運送事業法施行規則第三十四条第一項各号に掲げる書類
貨物利用運送事業法第三十六条第一項の許可	貨物利用運送事業法第三十六条第一項各号に掲げる事項	貨物利用運送事業法施行規則第三十五条第一項各号に掲げる書類
貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の許可	貨物自動車運送事業法第九条第一項の認可	貨物自動車運送事業法施行規則第六十三条第三項の規定による届出

貨物利用運送事業法第二十一条第一項各号に掲げる事項